

令和5年5月29日（月） 場所 委員会室

○出席議員

議長	高柳 貴美代	日本共産党	住友 珠美
副議長	青木 淳子	公明党	香西 貴弘
自由民主党	石井 伸之	新しい議会	藤江 竜三
社民・ネット・風	藤田 貴裕		



○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	古沢 一憲
(併) 行政管理部主幹	



○協議事項

◎議長挨拶

議題 1. 議員控室について

2. 令和5年第2回定例会の議事運営について

※ 市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（例）及び条例施行規程（例）について

※ 地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について

◎議長挨拶

○【高柳貴美代議長】 皆様、おはようございます。定例会前の何かとお忙しい中、本日の会派代表者会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。改選後、新しいメンバーでの初めての代表者会議になります。どうぞよろしく願いいたします。議長と致しまして、この会を皆様方と協議を重ねて、これからも進行していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、会派代表者会議を開きます。



議題1. 議員控室について

○【高柳貴美代議長】 それでは、議題1、議員控室についてです。議員控室につきましては、議員懇談会、会派代表者会議で協議をしてまいりましたので、事務局から御報告をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、報告いたします。議員控室につきましては、5月11日開催の会派代表者会議におきまして、以下の確認がなされたところでございます。

1つ目として、議員控室エリア以外の場所は使用しませんよということが1点。

2つ目としまして、2人以上の会派を基準として、交渉団体を加えての部屋割を可としますというふうなものです。

3つ目としまして、部屋割の場所については、構造面や経費の関係から、これは事務局に一任しますということでございます。

4つ目としまして、会派を組んでいらっしゃる自由民主党5名、社民・ネット・風4名、公明党3名、日本共産党2名、新しい議会さん、日本維新の会で3名の部屋割としますということが確認されました。そして最後に、詳細につきましては、新しく議長になられる、はたまた副議長等々に、議長・副議長に一任ということの確認が内容であったというところでございます。

これを受けまして、新議長となられました高柳議長、副議長となられました青木副議長におかれまして、立憲民主党、こぶしの木、みらいのくにたち、耕す未来@くにたちの4会派の方々とお話、お話をされて、この4会派の部屋割を確認していただいた状況でございます。この確認されました部屋割を図面に落としたものが会派代表者会議資料No.6でございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○【高柳貴美代議長】 ありがとうございます。今、議会事務局長に御説明を頂きましたように、私と青木副議長とともに4つの1人会派の方々とお話をさせていただきまして、確認をさせていただきました。それで、資料No.6のような形で造っていくということを確認させていただいたところでございますが、この件につきまして、何か御意見などございますでしょうか。石井議員。

○【石井伸之議員】 この控室案の作成に当たっては、関口座長、そしてそれを引き継いだ高柳議長、青木副議長には大変な御尽力を頂いて、こうやって調整を頂いたことに対して、まず感謝を申し上げます。

それと、今後のことなんですけれども、4年前、8年前もそうだったんですが、控室の部屋割で毎回毎回苦労するということが目に見えていますので、それであれば先例という形で、今、局長からお話があったように、2人以上の会派を基準として、そして交渉団体を加えるかどうか、この部分を基本とした中で、先例集にしっかりと明記をする中で、また、今後4年後、混乱がないようにという形

で備えておくべきかと考えております。以上です。

○【高柳貴美代議長】 ありがとうございます。今、石井議員のほうから、前回5月11日に開催された会派代表者会議において確認なされた事項を、今後、先例という形で残していくべきではないかという御意見がありました。その御意見に対しての何か御意見はありますか。

○【藤江竜三議員】 私も先例に残しておくことに賛成いたします。関口議員と議長が一緒になってつくった流れをしっかりと先例として残しておくことで、次回スムーズに控室が決まるようにして、形を踏まえた、確認を取った形で先例を作っておくのがよいというように考えております。

○【住友珠美議員】 今、石井議員がおっしゃるように、前回3人という中では、定数そのものが変わってきているという中で、確かに2人会派ということ、私たちもそうでございますけれども、いろいろ柔軟な考え方が必要になってきたのかなと思います。先例に倣うというか、先例に残しておくということも一つ大事なことだと思いますので、その考えは賛成できるところでございます。

○【香西貴弘議員】 先ほどるる申し述べられているとおり、私も今後への対応ということにおいては、やはり今回のことを1つの先例という形で残していくということは、次に資することになるのかなと思いますので、この機にやることはよろしいのではないかなと思います。

○【藤田貴裕議員】 おおむねいいと思いますけれども、そのときには1人会派の方とも丁寧な協議を正副議長はしていただく、そういう確認があれば、私は先例にしてもいいと思います。

○【高柳貴美代議長】 ありがとうございます。皆様に御意見を頂いたところでございます。今回も藤田議員がおっしゃったように、会派の部屋割についても、私たちのほうから1人会派の方々に、お一人お一人、一度確認をさせてということもしておりますので、このような先例として残していくという、おおむねということなので、そのような先例として残していくことで皆様よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、先例とすることに決定いたしました。

事務局において文言の整理をお願いしたいと思います。また、控室の割り振りにつきましては、会派代表者会議No.6のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのように決定させていただきました。



議題2. 令和5年第2回定例会の議事運営について

○【高柳貴美代議長】 それでは、議題2に入りたいと思います。令和5年第2回定例会の議事運営についてに入ります。この件に関しましては、新型コロナウイルス感染症対策としまして……（「資料がないです」と呼ぶ者あり）手元に資料がない。

暫時休憩と致します。

午前10時9分休憩



午前10時13分再開

○【高柳貴美代議長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

令和5年第2回定例会の議事運営についてに入ります。この件に関しましては、新型コロナウイルス感染症対策と致しまして3年間、石井議長のときから様々な御協議を頂き、対応策を実施、改良を重ねてまいりました。新型コロナウイルス感染症がここで5類となり、少しずつコロナ禍以前のような生

活が戻りつつあるところでございます。

定例会の運営につきましては、これまで行ってきました議会運営の方法をしっかりと検証し、これを機により制度はしっかりと残して、コロナ禍以前に戻すものは従来の方法にしていきたいと考えます。多くの項目を検討する必要があると思いますので、何回かの協議が必要になってくると思います。2定までには、皆さん御存じのようにお時間がございませんので、第2回定例会は、議長、副議長で案を作成させていただきました。3定に向けまして、この案を含めて、これまでのコロナ対応策を皆さんとしっかりとこれから協議していきたいと考えています。

それでは、2定に向けての私たちが作りました確認事項について御説明をさせていただきます。資料の令和5年第2回定例会の確認事項についてを御覧ください。

まず1は、傍聴については、5類となりましても、東京都の対応等継続しておりますので、従前どおりをお願いをさせていただきたいと考えております。

2番は、会議録署名議員は、臨時会においても2名体制と致しましたので、3名から2名としてございます。

3番のマスク着用は、従前どおり、個人の判断とさせていただきます。

そして、4は説明員の規定です。従前は答弁者のみで、市長に一任というふうな内容でした。議案に関連する組織の理事者・職員とさせていただきます。議案説明に必要な職員をしっかりと説明員としていただくよう、また、管理職の業務に支障のないよう市長にお話したいと思っています。

5の着座についてですが、本会議も委員会も着座としております。

6の説明員の入退出は、原則常任委員会のみで、本会議と差異を設けてございます。

7番の通告につきましては、対象を絞りまして、一般会計のみ委員会付託案件の補正予算としてございます。通告期限は従前のおりでございます。

8の報告事項は、報告の取扱いについては、各委員会でその取扱方法を協議していただこうと思います。委員会で確認しましたら、委員会内でその取扱いを諮る必要がある場合はございます。

9番は従前どおりでございます。以上。

また、コロナ対策として設置していた委員会室のパーテーションについては、使用しない予定でございます。今、簡単に御説明をさせていただきましたが、いかがでしょうか。まず、ちょっと御覧いただいて、よく読んでいただいて、いかがでしょうか。石井議員。

○【石井伸之議員】 議長、確認なんですけど、2番目、会議録署名議員が2名体制ということは、これは一般質問においては全議員が入るという解釈でよろしいでしょうか。

○【高柳貴美代議長】 副議長とお話をしまして、一般質問に関しては全議員が入る。元の形に戻したほうがよいのではないかと考えております。石井議員。

○【石井伸之議員】 私も今2類から5類に変わって、なおかつ新人議員も入っていることから、一般質問の雰囲気とか肌感とか、半分の議員しか入らないという状況よりは、やはりここでしっかりと全議員が入って、全議員の一般質問を聞く体制というものをつくる中で、一般質問を元のおり行うという形で実施すべきだと、私も同じように考えています。以上です。

○【高柳貴美代議長】 ありがとうございます。ほかに。藤田議員。

○【藤田貴裕議員】 前期から社民・ネット・緑と風では、7番の通告はやめてもらいたいということをやっと言い続けていましたので、そろそろ一般会計、付託の補正予算も事前通告のないような形でできればいいなと思っております。また、職員の方が入退出自由ということであれば、議員の一般

質問についても過半数プラス1でやるという方法はあるのかなと思いますので、一応発言しておきたいと思います。

○【住友珠美議員】 私も藤田議員と同じく7番について、やはり一般質問で全員が入るということでしたら、そこまで戻すということであれば、通告については通告なしでお願いしたいと考えているところであります。

○【石井伸之議員】 7番のところなんですけれども、私は議長案に賛成です。なぜかといいますと、一般質問の内容がまだ今つかめていない状況で、決特・予特のように50名体制でいきなり職員が入るというのはいかがなものかと考えると、やはり出席説明員を絞る形で通告を、一般会計、補正予算のみという形で書いてありますので、ほかの陳情や議案に関しては、恐らく出席説明員は絞られると思いますが、一般会計や補正予算だけはどうしても読めない部分、つかめない部分がありますので、この部分に関しては通告を残しておくべきだと考えております。以上です。

○【香西貴弘議員】 今の7番のところは、石井議員が言われたとおり、確かに一気にわっと固まる可能性があるところというのは、まさにこの部分になるのかなと思います。そこを少しでも、現段階においては、まだ回避したほうがいいのではないかという、そういう感覚を持っておりますので、その点は私も同意見でございます。

○【藤江竜三議員】 7、8についてなんですけど、8については、各委員長が委員と相談して委員会ごとに決めてもよいという、これは新しく変わったんですか。前回ぐらいから。（「前もそうです」と呼ぶ者あり）前もそうですね。

それで、7番については、このやり方でやっていく、議長の案でやっていくべきなのかなというように考えております。一般会計の補正予算、どれくらいの人数的の方が来られるのかというのは全く予想できない中ですと、範囲が広がると、20、30、40という形で大変多くの方に来ていただくというふうになりますと、効率的にも、感染がまだちょっと増えたりというようなこともあったりと、ちょっと見えない中で、今回は様子見という形で、この形は残してもよいのではないかなと考えております。

○【高柳貴美代議長】 ありがとうございます。今、皆さんから御意見を頂いたんですけど、これを急に決めていくというのは、皆さん、今、御意見を聞いてもいろいろな御意見が上がってきたように、なかなか難しいことだろうなというふうに副議長とも話している中でも感じたところでございます。ただし、2定に関しては、今回時間がないということなので、あくまでもこれは暫定といいますか、まず、この形でやらせていただいて、その後、今、皆様から頂きましたような御意見をもう一度よく会派代表者会議で協議を重ねて、そしてよりよい形に決めていくというような方向性で行くことはできないかなと副議長と考えているところなんですけれども、いかがでしょうか。持ち帰りとか、そういうふうになると、非常にタイトな状況になっております。これが本決まりというわけではありません。2定でこういう形をやらせていただいて、その後、3定に向けて考えていくというふうな形で、よりよい方向性を残していくということも必要ですし、また、元の形にしっかりと戻すところは戻すというのも私も必要だと考えているんですけれども、皆様いかがでしょうか。

○【藤田貴裕議員】 7番の通告がなくなる条件は、議長はどういうふうに考えておられますか。

○【高柳貴美代議長】 7番の条件ということですが、皆さんの御意見ということもありますが、私がこの条件であれば、この形にしっかりと決めてしまって、皆さんの御意見を聞かないというわけではないです。なんですけれども、今のところ、コロナの状態も5類になったとはいえ、完

全にコロナが落ち着いた状況ではないというようなことも含めて、これから先どのような形になるかというふうなものも考えられるので、私はコロナに対するということが、まず第一義かなと思っています。それと、従前に行いました職員さんへのアンケートというふうなものがあつたと、事務局のほうからもその結果についてお伺いしたこともございます。その中で、職員さんのほうからは、やはり通告を残してもらいたいというような御意見もあつたということも鑑みていきたいなというふうには思っております。それから、一気に元に戻すのではなくて、ソフトランディングといいますか、そのような形も必要ではないかというふうにも考えまして、この件に関しましては、通告を残していくというふうに今考えているところであります。

○【藤田貴裕議員】 職員の皆さんのアンケートというのは、確かに分かるところもありますけれども、私たちは通告をするというのは考えにありません。あくまでもコロナの対応だから、それはやりましたということで、委員会といったら1つの議案に対して結構幅広く質疑がありますので、それを事前通告するというのはどうなのかなというのはいやぱりありますね。それは、議会と当局というのは対抗関係になるときが当然あります。事前通告の範囲内でしかやらないとなると、それは議会としての仕事が十分に発揮できないという可能性がありますので、通告をずっと続けるというのは、私はきっぱり反対します。もう少し、こういうようなことになれば、通告はやめようとか、ある程度の目途というのが分かれば、第2回定例会はしようがないかなと思いますけれども、何もない中でやるというのは何とも言えないところがあります。

○【石井伸之議員】 藤田議員がおっしゃることはよく私も分かります。実際に通告をすることによって、なかなかその場で臨場感と言えればいいんですかね。そのときに感じたことに対してしっかりと確かな質疑、答弁というようなものがどこまでできるのかなという部分を見ると、通告があつたほうがよい場合、通告がないほうがよい場合と、いろいろなパターンが考えられると思います。そういった中で、それでは出席説明員が30人、40人というふうに入るという状況を、果たして我々が今の5月8日に2類から5類に変わった。まだ1か月少々という段階で、果たしてそれを理解できるのかという部分を見ると、この6月議会はまだ通告をして、そして、出席説明員の人数というものをしっかりと制限と言えればいいんですかね、できれば12名程度に抑えた中で、安心した環境の中で委員会運営をしていきたいと私も考えております。

ただ、今後の状況なんですけれども、コロナの状況が収まって、そして感染者数も低い位置で横ばいというような、そういった状況が見られれば、今、藤田議員がおっしゃつたとおり、通告というものはいずれはなしにしてというところも、私は将来的に十分理解することができる部分であると考えています。そういった意味では、2定は、議長の今提案されたところ、ただ、3定以降については、協議を継続しますという部分がありますので、3定以降については、各議員の考え方や、また職員の考え方等も把握をした中で、この会派代表者会議の中で継続的に協議をしていくべきと考えております。以上です。

○【住友珠美議員】 今、7番のことについて、職員さんのアンケートで確かに通告をしてほしいということで、ちょっと内容的にはどうして通告がというところはまだ聞いていないんですが、私がちょっと聞いた話では、通告をしてくれたほうがやりやすいという話を聞いたんです。通告をしていただいたほうが受けやすいということで話を聞いたことがあるんですけれども、やはりこれは、我が会派としては、コロナという措置の中でやっていたと思っております。これは皆さんと共通の考え方としたいなと思うところであります。

本当に今、どういう状況になるかというところが、今、石井議員がおっしゃったように、これからちょっと、コロナが5類になったばかりでありますし、見えないところでもあるということは理解できますが、一応、コロナ対応だったというところは、通告をするというところは、そこは確認したいなと思うところでありますし、今後、3定に向けてということでは、もんでいかなければいけないところではないかなと思っております。

それともう一点なんですけれども、2番の会議録署名議員が2名体制というところではありますが、そう考えたとき、2名体制で、もしちょっと懸念するところは、コロナの感染になられた場合、1名とか、最悪はなくなっちゃったりとかするときは大丈夫なんでしょうか。1名でもいいのか。その辺は確認を取らせていただいていた方がいいですか。そのときの対応というのは何か考えていらっしゃいますか、議長のほうで。

○【高柳貴美代議長】 議会事務局長、お願いします。

○【内藤議会事務局長】 もし住友議員さんがおっしゃるような状況になりましたら、議場のほうで新たに会議録署名議員を諮らせていただきますので、対応はできると考えているところでございます。

○【住友珠美議員】 ありがとうございます。確認が取れましたので、2名体制ということで分かりました。ありがとうございます。

○【高柳貴美代議長】 7番に関しましては、私も先ほど発言しましたように、第一義的にはコロナの、5類になったとはいえ、まだ今の状況ではということ鑑みてということが第一義的でございます。その辺のところは御理解いただきたいと思っています。住友議員。

○【住友珠美議員】 コロナということというか、コロナ対応として考えていらっしゃるということいいんですね。

○【高柳貴美代議長】 そうです。はい。ただし、まさに住友議員も藤田議員もおっしゃったようなことも私議長としても分かりますので、ここはこの形でさせていただいて、3定に向けてしっかりと考えていくというふうに2人で考えております。香西議員。

○【香西貴弘議員】 7番のところにもた戻りますが、基本的には目前のことに関しては、まさにまだ5月8日以降のということでもありますので、念には念をとという思いがまず第一にあって、まず、必要かなというのが前提です。ただ、それを前提に考えていくときにも、ある方向性というのは、要するにコロナが収まっていけば、基本的には元に戻っていくということは、まず方向性としては、それを確認することは重要だなと思うんです。あとプラスそこに、今、通告の話が重なってきている形であります。ただ、これは広い意味においては、働き方改革も含めて、これはかなり広い意味ですけども、例えばそれによってすごい時間がかかるとか、様々なことが問題として、もし指摘されるとか、そういうこととか、逆に、実際に通告をやり取りする中で結果的に回答が長くなって、時間内に収まらなくなるという傾向もあったりするとか、そういうような、議員としての立場としてもどうなのかなとかって、通告があるとどうかなとか、いろいろ考えが出てくるので、いずれにしても通告云々のこと自体は1つの大きな、本当にきっちり話し合っ決めてなければいけない非常に大切なテーマかなと思います。なので、その扱いはきっちり別個にやらなきゃいけないのではないかなと私は思います。以上です。

○【高柳貴美代議長】 ほかにございますか。

そうしますと、今、皆さんから御意見を頂いたところでございますが、7番に関しましては、5類に移行したばかりということ踏まえまして、今回の2定に関しては、このような形を取らせていた

だくというふうな議長、副議長案をお認めいただく、確認していただきたいと私どもは考えるんですけども、いかがですか。藤田議員。

○【藤田貴裕議員】 7番ですけれども、これはあくまでも出席説明者を特定するという、そういうことでいいですか。

○【高柳貴美代議長】 はい。

○【藤田貴裕議員】 そうしますと、私は、常任委員会ですので、そんな20も30も入らないと思いませんけれども、仮にこの案でいくとしたら、6月8日というのはちょっと早いなという気がしますので、6月13日とか14日とか、その辺であれば、会派に納得してもらいたいと思いますけども。あくまでも出席説明員を特定するための事前通告ですから、一般質問の初日ですよ、8日というのは。そんなときになぜ通告するんですかという場合がありますから、一般質問にみんな集中しているときに。

○【高柳貴美代議長】 これは今までの通告期限に従って書いております。

○【藤田貴裕議員】 今まではそうかもしれないんですけども、これからはフェーズが変わっていますので、あくまでも出席説明員を特定するための事前通告ですから、今までの一般質問期間中に部屋の中で職員が来て質問取りされるのはいい迷惑ですので、通告については、ある程度一般質問が落ち着いた後に、議員がしっかり議案を精査して通告できるような方法を取るんだならば、それはそれで一理あるのかなと思います。

○【高柳貴美代議長】 この通告期限を6月8日の正午までではなくということですか。13日というふうにしてはどうかという。（「13、14とかね」と呼ぶ者あり）13とか14とかにしてはどうかという御意見でございますね。今の御意見に対しての……。石井議員。

○【石井伸之議員】 そうですね。確かに今現在が5月29日、そして6月8日、ただ、前日の14日、総務文教委員会が6月15日で、14日の正午というのは、ちょっとそれはさすがに幾ら何でもという思いはありますので、そうですね、13日以前、12とか13とか、その辺ぐらいがいいところじゃないかなとは思いますが、ちょっと局長、どうなんでしょう。職員さん、事務局側としてどうなんでしょう。

○【高柳貴美代議長】 事務局としてはどうですか、この日付。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 事務局としては、通告の取りまとめといいますか、それは構わないと思いますけれども、今の御議論で、そうすると事前にやり取り云々という話になってしまうのは確認しておかないと、実際、市長部局と議員さんのことが出てくると思いますから。

○【藤田貴裕議員】 事前の折衝の話は、人によって電話で事前に聞いたりするから、その辺は制限はないと思いますけれども、あくまでも通告をするのであれば、しっかりと委員会の議案を読んで、質疑を考えて、当局にこれはどういうことかと聞いて、その上で質疑するのが議会の質疑ですから、何にも分からないところで質疑されても、かえって効率の悪い委員会になっちゃいますから、ちゃんと一般質問に集中して、そして議案の精読をして、それから通告を出すと、それが私は普通の姿かなと思いますので、初日の正午でしたっけ。非常に早いですよね。一般質問がこれから始まるときに、自分の常任委員会の議案を事前に読んでおくというのは結構大変でしょうから、14がきついとしたら、13とか、それぐらいまで通告は延ばしたほうが議員としてはいい質疑ができるんじゃないですかという提案を改めてしたいと思います。

○【住友珠美議員】 議会事務局に質疑なんですけれども、確認させていただきたいと思います。8日の時点では、委員会の資料というのは届いているものなんでしょう。

○【内藤議会事務局長】 委員会の資料が13日の最終という形、最後の方の御質問の最中にお配りを

させていただいているという状況でございます。

○【住友珠美議員】 今、局長がお答えになったように、13日であるのであれば、8日というのは、確かに今までやっていたかもしれないんですけども、私も藤田議員がおっしゃるように、出席説明員の出席を確認するということが目的でありますので、読み込んでからということが必要なと思います。なので、13日以降であれば読み込んで、最悪そこでできるのかなと考えております。

○【高柳貴美代議長】 今のお話を聞いていて、そうすると、通告の出し方も今まで、この間2人でも話していたんですけど、皆さんによって違ったりとかしておりました。今のお二方のお話を聞くと、しっかりと精査して、そして質疑を通告されるということになると、やはりこの日にちではなかなか難しいということですか。住友議員。

○【住友珠美議員】 福祉保険委員会の委員長をやらせていただいたときに、皆さん、温度差がありますよね。様々すごく細かく通告される方も、よく読まれて通告される方もいれば、大きな題名だけで通告される方もいる。その辺りはどうするのかなというのが正直思うところなんです。その辺はどうですか。議長。

○【高柳貴美代議長】 私も常任委員会ではなかったんですけど、特別委員会のほうの通告とかを見せていただいたときに、質疑の通告の出し方が統一されていないというような思いもあるんです。今そこに触れてしまうと、ちょっと広がり過ぎてしまうかもしれないんですが、そういった意味でも6月8日であるとちょっと早過ぎて、質疑を精査することができないというふうなことなのかなと感じたんですけど、藤田議員、その辺はいかがですか。

○【藤田貴裕議員】 質疑する内容というのは、おっしゃるとおりだと思いますけど、通告の内容はある程度大きくしておかないと委員会の質疑になりませんので、特定の質問しかしませんよという話は一般質問ですから。当局の補正予算について疑義が生じたものについては、通告した範囲で深めていくというのは当然のことです。市民の税金を使うことですから。ですので、議案名と担当課が分かるように事前通告をするというのは、議長の案でいいのかなと思いますけれども、あくまでも質疑する場合はしっかり真剣にやっていたかかないと困りますので、特に事前に伺ったような質疑が本会議で続いていて、何ですかという声も私聞いていますので、しっかりと議員らしい質疑をしていただくためには、相当読み込んだ上で、そして、当局の方とも当然事前にやり取りはすると思うんですね。それで、そういうことだったら質疑するのをやめようとか、大事なことから深めようとか、それぞれの判断で委員会に臨んでいると思いますので、通告してやるのであれば、十分時間を取っていただきたいと思います。

○【高柳貴美代議長】 ほかに御意見は、今の藤田議員の御意見に関していかがですか。

○【石井伸之議員】 確かに質疑を深める中で、そして、委員会の補正予算に関する質疑について、しっかり質疑していきたいという部分、それに関して質疑を深めようと精査をする中で、一般質問の初日という形になると、確かにタイトな日程だなということは、私もよく理解することができます。ただ、13日ということになると、総務文教委員会まで14、15、1日半しかないということを考えると、もし一步譲ったら12日の月曜日の正午とか、そうすると土日が入りますので、ある程度の質疑の精査というのができるんじゃないかな。なおかつ、職員側に対しても2日半、総務文教ですけども、余裕があるということを考えると、12日の月曜日の正午あたりが折り合えるところかなと、私個人的に今お話を聞いた中で感じたところです。

○【藤田貴裕議員】 それで結構です。

○【高柳貴美代議長】 よろしいですか。ほかに皆さん、御意見はいかがですか。よろしいですか。
事務局として、この12日の正午ということで、事務的にも問題はない。もう一度確認します。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 事務的には大丈夫でございます。

○【高柳貴美代議長】 分かりました。そういたしますと、皆様の今の御意見を伺って、一つまとめるとすれば、7番はこの文章で、通告期限を6月12日の正午までと直させていただいて、この形で確認していただくということでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○【藤田貴裕議員】 7番はいいんですけれども、出席説明員の本会議は、この議長案だと議案に関する方しか着座しない。ほかの方は入らない、そういうことですか。

○【高柳貴美代議長】 本会議は全員入る……（「4番の話」「委員会だけの話ですか、1番から9番というのは」と呼ぶ者あり）議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 ここは前も議長が御説明したように、前回は答弁者のみで市長に一任という形で行っていました。大きく変えるという意味はないんですけれども、5類になりましたので、議案に関する組織の理事者・職員ということで、議長が御説明したように、回答説明員には十分な人員を充てていただいて、密を避けるということです。議長、副議長のお考えは、本会議のほうは基本的に部長さんには出席をしていただくという方向でいらっしゃるというふうには考えておりますので、議長のほうで市長のほうにそういったお話をさせていただくという方向であると思っております。以上でございます。

○【高柳貴美代議長】 いかがですか。藤田議員。

○【藤田貴裕議員】 全員出席をされるということですね。確認します。

○【石井伸之議員】 全員といいますと、例えば監査委員事務局長だったり、また、選挙管理委員会事務局長だったりとか、あと、ごめんなさい、ここで急に出すのもなんですけど、会計管理者とか、果たしてそういった部長級職員、課長級職員であっても出席要請があれば出席するとかという、そういったところを考えると、もちろん監査委員事務局長は除くということと、あと選挙管理委員会事務局長は除くということと、あとちょっと提案なんですけれども、会計管理者につきましても特段一般質問に対する答弁、また質問がなければ、出席要請をする必要があるのかなという思いを持っているということは事実です。それ以外の市長部局の部長に関しては、我々議員が全員出席して一般質問するわけですから、やはり全部長職員が一般質問を聞いてほしいという、そういう思いはあります。

○【高柳貴美代議長】 あくまでも先ほど口頭で申しましたように議案説明、必要な職員をしっかりと説明員としていただけるようにというふうな考えでおりますので、これをお持ちする際に、私のほうから市長にその辺のところはしっかりとお話をお伝えしたいと思っております。藤江議員。

○【藤江竜三議員】 本会議はいいんですけれども、一般質問は「議案に関連する」と質問に関係するところなのかなという認識でいたんですけれども、それとは違うんですか。一般質問で元の形に急に戻すというのは、認識とかなり違ったんですけど。

○【高柳貴美代議長】 どうですか。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 お話が出たときには、すみません、ちょっと繰り返しの答弁になりますけれども、常任委員会のほうは、こちらにも書いてあるとおり、6番になりますけれども、委員会室の自由というのを基本的ですけれども認めておりますので、委員会のほうは効率的な出席説明員の仕方

が非常に大きい度合いとなります。こちらは基本的に入退出がある。本会議は基本的には認めておりませんので、本会議のほうは部長職が先例に基づきまして出席いただいているという形になりますので、一般質問も含めて、議長、副議長のお考えは、今回は入っていただくという方向だと思います。ただ、先ほど出ていたように、お話の中では、一般質問については、3定に向けて少し少なく、議案が確実に分かりますので、そういった考えは、今後3定に向けて協議をしていこうというお考えではないかなと思っております。以上です。

○【高柳貴美代議長】 4番の文章で、このように必要な職員をしっかりと説明員としていただくというふうにここでさせていただいて、今回は、本会議に関しては元の形に一旦戻させていただいて、その後、また、2定が終わった後、皆さんいろいろ感じるところもあると思いますので、そこで、またさらに検討していくということで御理解いただきたいと考えているんですけども、いかがでしょうか。藤田議員。

○【藤田貴裕議員】 それは一般質問も含めて、部長さんには全員お越しを頂くと、発言ない方にもお越しを頂くと、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○【高柳貴美代議長】 そうですね。

○【藤田貴裕議員】 私は議員が全員出るんだったら、それでいいと思います。職員もやっぱり議員の質問は関係なくてもちゃんと聞いていただかないといけないと思いますので、部長職ということで市長と一緒に庁議ですかね、そういうのをやるわけですから、議員の質問に対して、市の意思を決めるときには部長方が入っていますから、質問を聞いてなかったから分かりませんなんていう話になったら、それは市の団体意思の決定になりませんから、議員が入るんだったら、部長さんも入っていただいでよろしいんじゃないでしょうか。

○【高柳貴美代議長】 私たちの話の中で、私たちもその思いもございまして、市のやることを横串を通してというか、皆さんで理解していただくことというのが必要だと私たちも考えていて、それであれば議員としても全員が入る。そして理事者も、部長職さんも入るというような形で考えたい。ただし、先ほど石井議員がおっしゃられたような、そういう観点もありますので、その辺のところを文書であまりかちかちに縛らずに、こういう文章を作らせていただいたんです。そして、あと口頭で市長のほうにお話をさせていただくという形で今回の2定は行わせていただいで、藤江議員のような御意見ももちろんあると思いますので、3定に向けて、その辺のところもしっかり詰めていければと考えている次第でございます。いかがでしょうか。藤江議員。

○【藤江竜三議員】 私たちは納得できなくて、やはり効率化というところを考えるなら、一般質問の時間は相当長いですから、そこで部長を拘束するというのは、急に戻すべきところではないかなと私は考えます。コロナ対応が残っている部長の方もいらっしゃいますし、それを急にそこだけ外すというのは、一般質問の時間は絶対にやるべきではないと考えておりますので、説明員の入退出自由を常任委員会と一般質問に括弧書きで書いていただきたいと考えています。

○【高柳貴美代議長】 今の御意見はいかがでしょうか。石井議員。

○【石井伸之議員】 確かに急にコロナ対応が入る場合、例えば健康福祉部長やそれに関連する部長がコロナ対応で急に出席できないというところに対しては、我々議会としても、その点に対しては協力していくべきかなというところは私も理解するところです。ただ、原則としてとか、やはり議員が全員入るというところを考えると、極力部長も出席をしていただいで、そして2定に関しては、コロナから明けて、そして少なくとも5類に戻ったというところから一度戻して、ただ、それでも急遽

コロナ対応ということを考えると、そこのところはしっかりと全議員としても理解しておくべきかなというところは感じます。ちょっとファジーな形の発言なんですが、そのように私は考えております。

○【高柳貴美代議長】 ほかにございますか。藤江議員。

○【藤江竜三議員】 6番で一般質問も含まれないというならば、私はこれを全部持ち帰って会派で協議しないとイケないですし、先ほど言った7番であったり、全体についても考え直さなければいけないと考えてしまいます。私も8日を12日というところは折り合いましたので、ぜひこの部分は譲っていただけたらと考えています。

○【高柳貴美代議長】 ここで暫時休憩と致します。

午前10時54分休憩



午前11時16分再開

○【高柳貴美代議長】 それでは、休憩を閉じて議事を再開いたします。

今、休憩中に皆さんでより深く話し合ってくださいました。その結果、令和5年第2回定例会の確認事項の確認をここでさせていただきます。

1番、傍聴は消毒、三密防止、ソーシャルディスタンス等の協力のお願い。1番はこれでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

2番は、会議録署名議員は2名体制とありますが、ここを3名体制とするに変更いたします。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

3番、マスク着用は個人の判断。これはこのままでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

4番、説明員は議案に関連する組織の理事者・職員とするとありますが、ここを説明員は議題に関連する組織の理事者・職員とするというふうに変えさせていただきます。それプラス、従来の定足数プラス1名の議員の体制とするということで御確認をお願いしたいですが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

5番は、議員、説明員は着座にて発言(登壇等除く)。これはこのままでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

6番、説明員の入退出自由(常任委員会)もこのまま残す。

7番は、一般会計付託補正予算は、議案名と担当課が分かる質疑内容を事前に通告する。通告期限は6月8日正午までとありますが、6月12日正午までと致します。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

8番は、報告事項の取扱いは各委員会で協議する。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

9番、詳細は議長に一任。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そして、3定以降の議事運営について、改めて協議を継続していきたいと思っております。これもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。それでは、今、申し上げましたように確認をさせていただきます。

なお、1人会派の皆様にも私のほうから御説明をさせていただきたいと思っております。そして、市長にも私のほうから御説明をさせていただきます。

ここで、5類に移行したことによりまして、議会ホームページについて、2点御確認をお願いいたします。1点目は、視察の受入れについてです。これまではコロナ対応により視察の受入れを中止しておりましたが、受入れを再開したいと考えております。

2点目は、傍聴の御案内がコロナ対応となっておりますので、コロナ禍以前に基本致したいと思っておりますが、この2点に関してはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、このように確認いたします。内容については事務局に一任いたしますので、よろしくお願いいたします。

協議事項が終わりました。



※ 市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（例）及び条例施行規程（例）について

※ 地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について

○【高柳貴美代議長】 次に、情報提供が2件ございます。市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（例）及び条例施行規程（例）についてと、地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行についてです。

全国市議会議長会から議員の請負の状況の公表に関する条例（例）、施行規程（例）の情報提供が、総務省からは地方自治法の一部改正についての情報提供が来てございます。各会派におきまして情報を共有していただくことをお願いいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、全ての議題と情報共有が終わりました。



○【高柳貴美代議長】 これをもちまして、閉会とさせていただきます。皆様の御協力、ありがとうございます。お疲れさまでございました。

午前11時20分閉会